

奈良県立図書館情報館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十五号

奈良県立図書館情報館管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県立図書館情報館管理運営規則（平成二十年三月奈良県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び第四条」を「第四条及び第七条」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。